広島県農地中間管理機構

借受希望者を募集しま

農地中間管理事業による農地の借受を希望される場合は「公募期間」に申込みが必要です

公募期間は9月1日から10月1日 各市町担当課へ

農地中間管理機構を利用して農地の借受を希望する経営体(借受希望者)の募集を,9月1日から10月1日ま で行います。

申込みは、下記の「借受申込方法」を参照し、所定の申込用紙に記入の上、添付書類とともに、農地の借受を希 望する市町の担当課(裏面に記載)へ提出してください。

今後農地を確保していきたい(規模を拡大したい,分散状況を集約化したい,新たに農業経営を開始したい等) 方はぜひ応募願います。

農地中間管理事業の詳しい内容や申込書類の様式等は当機構ホームページをご覧ください。

(http://hsnz.jp/kikou/index.html)

借受希望申込方法

どこへ

農地が所在する市・町の窓口(農業関係課)

いつ

9月1日(火)から10月1日(木)

応募の対象者	添付書類
(1) 集落法人	・直近の総会資料(写)
(2) 農業参入企業	•経営計画書
(3) 認定農業者(個人, 一般法人)	・経営改善計画認定証(写)
(4) 認定就農者(認定新規就農者)	•青年等就農計画認定証(写)
(5) 農業経営を行うJA出資法人・JA	•営農計画
(6) (1)から(5)以外の「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体	・募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」記載頁(写)
(7) (1)から(6)に位置づけられる予定者(農 用地等の借受時には前項(1)から(6)に 位置付けられることが必要です。)	・営農計画
(8) (1)から(7)のいずれかの者と農地の分散錯圃の解消を行おうとする者	・なし

借受希望者の次の情報は公表されます

- (1) 借受希望者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
- (2) 募集区域内の農業者,募集区域外の農業者,新規参入者の別(3) 借受けを希望する農用地等の種別,面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別、栽培方法

複数市 応募は 機構でも 受付ます

方法

「借受希望申込書」に必要事項を記入し 添付書類とともに市・町の窓口に御提出ください

& ⇒A

誰もが農地を借りることができるの ですか?

借受を希望できるのは、左表の「応募の対 象者」となります。

公募期間に応募され、機構が「借受者一 覧」に記載し公表します。その後、貸付希 望農用地とのマッチングを行い、整った時 点から農地の転貸事務を始めます。

Q= & ⇒A

借入れに最低面積はありますか?

面積の制限はありません。

⇒A

地代を払わない(使用貸借)契約は できますか?

貸付者との間で合意ができれば可能です。

平均的な地代はどのくらいですか?

当機構が契約をしている農地の平均地代は 約 6500 円/10 a です。なお、地代は貸付希望 者との間で合意をした額となります。

農地中間管理事業を活用して昨年度から現在(7月末)まで 100 経営体へ 443 タールが集積されました

月が経過しました。これまでに100経営体へ 443 紀の農地を転貸しています。

市町別では、東広島市(106分),安芸高田 市 (88 ¾), 三原市 (60 ¾), 庄原市 (55 ¾) など 11 の市町で転貸を実施しています。ま た, 転貸先の経営体別では集落法人 370 %, 認定農業者(個人)43%,認定農業者(法人) 22 テネィ, 参入企業 4 テネィ, 新規就農者等 4h a と なっています。

農地中間管理事業が開始されて 1 年 4 ヶ 【農地中間管理事業実施状況 (平成 27 年 7 月末現在)】

		進 2	借受希望		貸付希望		農地中間管理権の取得・転貸		
		恒文	(布 至	買刊 布 至		貸付希望者→機構	機構→借受希望者		
		経営体数	面積(ha)	農地所有者数	面積(ha)	面積(ha)	経営体数	面積(ha)	
累計		317	2, 376	1, 200	622	484	100	443	
内	26 年度分	263	2,076	1,004	519	407	74	380	
訳	27 年度分	54	300	196	103	77	新規 26	63	



	市町等名		窓口担当部署	電話番号
広	島	市	広島市 経済観光局 農林水産部 農政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2247
呉		市	吳市 産業部 農林水産課 〒737-8509 吳市中央四丁目1番6号	0823-25-3318
竹	原	市	竹原市 産業振興課 〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7745
Ξ	原	市	三原市 経済部 農林水産課 〒723-0015 三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6077
尾	道	市	尾道市 産業部 農林水産課 〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9473
福	Ш	市	福山市 経済環境局 農林水産部 地産地消推進課 〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1242
府	ф	市	府中市 まちづくり部 産業活性課 〒726-8601 府中市府川町315番地	0847-43-7131
Ξ	次	市	三次市 産業環境部 農政課 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6163
庄	原	市	庄原市 農業振興課 〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1131
大	竹	市	大竹市 総務部 産業振興課 〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号	0827-59-2130
東	広島	市	東広島市 産業部 農林水産課 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	082-420-0939
Ħ	日市	市	廿日市市 環境産業部 農林水産課 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9143
安	芸 高 田	市	安芸高田市 産業振興部 地域営農課 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-4021
江		市	江田島市 産業部 農林水産課 〒737-2392 江田島市能美町中町4859番地9	0823-40-2770
熊	野	町	熊野町 建設部 都市整備課 〒731-4292 熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5608
安	芸 太 田	町	安芸太田町 産業振興課 〒731-3810 安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1973
北	広 島	町	北広島町 農林課 〒731-1595 北広島町有田1234番地	050-5812-1857
大	崎 上 島	町	大崎上島町 産業観光課 〒725-0231 大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3123
世	羅	町	世羅町 産業振興課 〒722-1192 世羅町西上原123番地1	0847-22-5304
神	石 高 原	町	神石高原町 産業課 〒720-1522 神石高原町小畠2025番地	0847-89-3337

広島県農地中間管理機構(一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団) 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号 電話(082)541-6192 FAX(082)541-5177 メール kikou@hsnz. jp ホームページ http://hsnz.jp